

長浜市病院再建・再編推進本部設置規程

(設置)

第1条 湖北医療圏（長浜市及び米原市の地域をいう。）において、良質かつ適切な医療を安定的かつ効率的に提供できる持続可能な体制を確保するため、長浜市病院再建・再編推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市立長浜病院及び長浜市立湖北病院の経営改善に関すること。
- (2) 市立長浜病院、長浜市立湖北病院及び長浜赤十字病院の病院機能及び診療科の再編並びに経営一体化の推進に係る進行計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に係る関係部局及び関係機関の情報共有及び連携調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長とし、副本部長は長浜市病院事業管理者及び副市長とする。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市立長浜病院長
- (2) 長浜市立湖北病院長
- (3) 総務部長
- (4) 未来創造部長
- (5) 健康福祉部長
- (6) 健康福祉部担当部長（病院事業連携担当）
- (7) 健康福祉部企画官
- (8) 市立長浜病院事務局長
- (9) 長浜市立湖北病院事務局長
- (10) その他本部長が必要と認める者

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部長は、必要があると認める場合は、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキング部会)

第5条 本部長は、本部の下にワーキング部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、第2条各号に規定する事項について調査研究、検討等の作業を行う。

3 部会の構成員は、関係する所属の長をもって組織する。

4 部会の会議には、必要に応じて、関係する所属の担当職員を同席させることができる。

(資料提出等)

第6条 本部（部会を含む。以下同じ。）は、その所掌事務を遂行するため、関係職員に対して、資料の提出又は意見、説明その他の協力を求めることができる。

2 前項の協力を求められた関係職員は、これに協力しなければならない。
(庶務)

第7条 本部の庶務は、健康福祉部健康医療政策課において処理する。
(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、令和5年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。